

中 運 交 企 第 128 号
令 和 8 年 3 月 27 日

津市地域公共交通活性化協議会
会長 松本 幸正 殿

中 部 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和6・7年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和8年3月27日付け中運交企第128号通知

自治体・協議会名	津市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・令和8年度のコミュニティバスの再編により、新たに「リクエスト型交通」の運行方式を市内の複数の地域に導入されることを評価します。
- ・目標値未達成のルートにおいて、利用促進及び地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど地域と協働した公共交通の確保に取り組まれたことを確認しました。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している路線について、運行事業者や近隣市と連携して利用促進チラシの作成及び配布を行ったことを確認しました。

期待する取組

- ・現行の地域公共交通計画の計画期間は令和8年度までであるため、検討分科会や協議会で協議を重ね、新計画に基づき関係者と連携し各種取組が着実に実施され、評価及び改善を続けていくことを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所（頁）について（津市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
51～53 ページに記載
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
57 ページに記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
63、72 ページ及び別冊に記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
95～98 ページに記載

令和 8 年 月 日

(名称) 津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(市の概況)

三重県の県庁所在地である津市は、平成 18 年 1 月 1 日に 10 市町村の合併により誕生し、県内で最も広大な面積（711.18km²）を有している。

また、津市は県の中心部に位置し、北は鈴鹿市及び亀山市、西は名張市及び伊賀市並びに奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾を臨んでいる。東部には伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 30～50m の丘陵地や台地、西境沿いには 700～800m の山々が連なり、多様な自然を形成している。

津市では、公共交通網を主に鉄道、海上交通、バス交通により形成している。鉄道については、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、JR 紀勢本線、JR 名松線、伊勢鉄道があり、市内のみならず、名古屋圏及び大阪圏並びに伊勢方面への移動が可能となっている。

海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ高速船が、運航されている。

バス交通については、津地域、久居地域を中心に一般路線バスが運行されているほか、北部地域、南部地域、北西部（芸濃、安濃）地域及び南西部（美里、一志、白山、美杉）地域を運行の単位として津市コミュニティバスが運行されている。津市コミュニティバスは、一般路線バスのサービスを受けない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。このため、地域公共交通確保維持事業により、北部地域、南部地域、北西部（芸濃、安濃）地域及び南西部（美里、一志、白山、美杉）地域を運行する津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

運行形態に応じて、定時定路線型の運行では各路線の 1 便当たりの利用者数、リクエスト型の運行（区域運行）では各運行地域の 1 日当たりの利用者数について、段階的に評価できるよう 2 つの指標を設定する。

ア 運行目標値

定時定路線型 4. 7 人以上／便

リクエスト型 29. 5 人以上／日・運行区域

イ 運行維持基準値

定時定路線型 2. 0 人以上／便

リクエスト型 12. 6 人以上／日・運行区域

(津市地域公共交通計画 P96、97 参照)

(2) 事業の効果

津市コミュニティバス路線は、主に一般路線バス等が運行していない地区や中山間部に位置する地区で運行しており、これらの地区における学生や高齢者等の移動制約者の生活を支える移動手段として重要である。移動需要を把握し、各地域の津市コミュニティバスを維持・改善することにより、これら移動制約者の移動手段の確保及び高齢者等の社会参加の確保や生きがいの創出等の効果があり、更には地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和8年1月策定の津市地域公共交通計画に位置付けた地域公共交通確保維持事業を計画どおり実施する。詳細は以下のとおりとする。

実施事業	実施主体
①地域公共交通あり方検討会の開催 各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会の代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催し、各地域の様々な要望や意見等を基に協議する。	住民、津市、交通事業者
②評価結果に応じた利用促進等施策の実施 毎年度行う評価結果に応じ、利用促進や減便等の事業の縮小を伴う見直し等を実施する。	住民、津市、交通事業者
③津市コミュニティバスの運行変更 地域からの意見や利用実態に応じて、適宜津市コミュニティバスの運行を変更する。また、主要な駅や停留所での接続に合わせ、随時ダイヤを見直していく。	住民、津市、交通事業者
④運行変更に伴う周知等 路線図、時刻表及び乗継案内等をまとめた利用促進チラシを沿線各戸に配布するとともに津市ホームページにて路線図、時刻表の情報を掲載する。	津市
⑤G T F S データの整備 G o o g l e マップ等の経路検索サイトで、簡単に経路検索ができるように、データ整備を行い、一般公開するとともに、運行変更時には関係機関と連携し、情報提供を行うことで、反映漏れがないようにする。	津市
⑥市広報誌（広報津）での意識啓発 P R バスの日に合わせ、利用啓発の記事を掲載する。 3月のダイヤ改正に合わせ、注意喚起の記事を掲載する。 その他、利用促進の記事を掲載する。	津市

⑦津市高齢者外出支援事業 市内に住所を有する65歳以上の方を対象に、三重交通(株)のICカード『エミカ』を活用した『シルバーエミカ』を無償交付し、毎年度2,000円分のポイントを上限として乗車ポイントを付与する(令和6年度、令和7年度及び令和8年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含めて2,500円分のポイントを上限とする)。また、シルバーエミカの提示により津市コミュニティバスの運賃を200円減額する。	津市
⑧『わたしの時刻表』の発行 鉄道やバスなどを利用して外出される方を対象に、目的地までの乗継や発着時刻などをまとめた『わたしの時刻表』を発行する。	津市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表1を添付。 なお、リクエスト型(安濃地域を除く)については、運行維持基準値(1日当たり12.6人)を達成するために必要な便数を7便とし、計画運行回数は運行日数に当該便数を乗じて算出したものとする。 安濃地域リクエスト型交通における計画運行回数は、月曜日及び木曜日については運行日数に6便を、火曜日及び金曜日については運行日数に4便を乗じて算出したものとする。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって、運行の維持を図る運行系統について、その運行に係る費用総額のうち、運行収入等及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を津市が負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・評価結果を基に、地域公共交通あり方検討会においてヒアリングを実施	
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	

表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
(令和 6 年度津市地域公共交通活性化協議会) 第 1 回協議会 令和 6 年 5 月 1 3 日開催 ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・合意 ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意

- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について協議・合意
書面決議（令和6年6月24日 全会一致で承認）
- ・津市コミュニティバス南西部（一志）地域の運行事業者について
- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）の申請内容について
第2回協議会 令和6年8月2日開催
- ・津市コミュニティバス南西部（一志）地域の運行事業者について協議・合意
- ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意
第3回協議会 令和6年11月26日開催
- ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議・合意
- ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意

- 第4回協議会 令和7年3月17日開催
- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の延長について協議・合意
- ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意

（令和7年度津市地域公共交通活性化協議会）

- 第1回協議会 令和7年5月19日開催
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請について
協議・合意
- 第2回協議会 令和7年8月20日開催
- ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意
- 第3回協議会 令和7年9月19日開催
- ・次期地域公共交通計画（素案）について協議
- 第4回協議会 令和7年10月20日開催
- ・次期地域公共交通計画（素案）について協議・合意
- ・津市コミュニティバス再編に係る運行案について報告
- 第5回協議会 令和7年12月26日開催
- ・津市地域公共交通計画（案）について協議・合意
- ・津市コミュニティバス再編に係る運行案について協議・合意
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請について協議・合意
- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議・合意

- 第6回協議会 令和8年3月26日開催
- ・津市コミュニティバス再編について協議・合意
- ・津市コミュニティバスの運行変更について協議・合意

（令和8年度津市地域公共交通活性化協議会）

- 第1回協議会 令和8年5月12日開催
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請について
（協議会終了後、協議及び承認の状況について追記します。）

19. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が5人含まれているほか、法定協議会とは別に、各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催しており、各地域の様々な要望や意見等を基

に協議を行い、必要に応じた運行変更等を行っている。

令和８年度事業（令和７年１０月から令和８年９月末）は、以下の地域でコミュニティバスの運行変更を実施した。

【南部地域久居】

・ 停留所を設置している私有地の所有者の変更に伴い、現所有者から停留所移設の依頼があったため、他の私有地へ移設。

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【南西部地域美里】

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【北西部地域芸濃】

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【北西部地域安濃】

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【南西部地域一志】

・ 乗り入れ先の医療機関の閉院したことに伴い、施設内への乗入れ部分の路線を廃止し、路線を新設するとともに、停留所を廃止。

・ 停留所を設置している私有地の所有者の変更に伴い、現所有者から停留所移設の依頼があったため、他の私有地へ移設。

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【南西部地域白山】

・ 白山地域から久居地域の医療機関への移動手段確保のため、路線を新設。

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【南西部地域美杉】

・ 美杉地域から久居地域内の鉄道駅への移動手段の確保のため、路線を延伸。

・ 地域からの要望を踏まえながら、新計画に基づいて、区域運行を開始。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 津市西丸之内２３番１号

（所 属） 都市計画部交通政策課

（氏 名） 杉谷 陽向

（電 話） ０５９－２２９－３２８９

（e-mail） 229-3289@city.tsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確 保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
津市 (R8.10.1 ～ R9.9.30)	津市	(1) 河芸循環ルート(1)	河芸総 合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅	河芸総 合支所	往24.6km 循環	103日	721回			路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(2) 河芸循環ルート(2)	河芸総 合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総 合支所	往26.6km 循環	51日	357回			路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(3) 河芸南・一身田・白塚循環ルート(3)	河芸総 合支所	白塚駅西、 近鉄豊津上野駅、 北部市民センター前	河芸総 合支所	往22.2km 循環	154日	1232回			路線定期運行	①	「北部市民センター前」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(4) 芸濃北ルート(4)	長徳寺	中町	芸濃総 合支所	往18.2km 復18.2km	51日	178.5回			路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(5) 芸濃南ルート(5)	長徳寺	中町、 市場	芸濃総 合支所	往22.4km 復22.4km	51日	127.5回			路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(6) 芸濃南ルート(6)	北畑	中町、 市場	芸濃総 合支所	往28.9km 復28.9km	51日	51回			路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(7) 芸濃地域リクエスト型交通(7)		芸濃地域		／／／	103日	721回			区域運行	①	「中町」停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(8) 安濃地域リクエスト型交通(8)		安濃地域全域、津地域及び 芸濃地域の一部		／／／	206日	1032回			区域運行	①	「曾根橋」停留所にて 安濃線と接続	③
	三重交通(株)	(9) 久居北・片田・高茶屋ルート(1)	久居駅 東口	久居インターガーデン	片田団 地	往19.6km 復19.6km	102日	408回			路線定期運行	①	「片田団地」 停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(10) 久居南・雲出ルート(2)	三重中 央医療 センター	久居インターガーデン、 桃園駅東	イオン モール 津南	往 16.6km 復 16.9km	102日	408回			路線定期運行	①	「イオンモール津南」停留 所にて津三雲線、香良洲 線及び久居高茶屋線と接 続	③
	三重交通(株)	久居地域リクエスト型交通(3) (11) (誠之・桃園・成美・立成地 区)		久居地域全域、津地域及び 白山地域の一部		／／／	52日	364回			区域運行	②-(1)	久居駅及び「榑原口」停留 所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(12) 久居地域リクエスト型交通(4) (榑原・栗葉・戸木地区)		久居地域全域、津地域及び 白山地域の一部		／／／	102日	714回			区域運行	②-(1)	久居駅及び「榑原口」停留 所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(13) 美里地域リクエスト型交通(5)		美里地域全域、津地域及び 久居地域の一部		／／／	205日	1435回			区域運行	②-(1)	「忠盛塚」及び「稲葉口」停留 所にて長野線、「榑原口」停 留所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(14) 倭・ハツ山・一志病院ルート(6)	榑原車 庫前	榑原温泉口駅	一志病 院	往 14.4km 復 km	257日	128.5回			路線定期運行	②-(1)	「榑原車庫前」停留所 にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(15) 倭・ハツ山・一志病院ルート(7)	榑原車 庫前	榑原温泉口駅、 グリーンタウン	一志病 院	往 16.6km 復 16.6km	359日	308回			路線定期運行	②-(1)	「榑原車庫前」停留所 にて榑原線と接続	③

三重交通(株)	(16) 川口・大三・三重中央 医療センタールート (8)	榑原温 泉口駅 前	関ノ宮、川口駅前、 大三駅前	三重中 央医療 センター	往 31.6km 復 31.6km	103日	257.5回			路線定期運行	②- (1)	「大三駅前」停留所 にて近鉄大阪線と接続	①
三重交通(株)	(17) 白山地域リクエスト型交通(9)		白山地域全域			154日	1078回			区域運行	②- (1)	「家城駅前」停留所にてJR名 松線、「榑原温泉口駅」停留 所にて近鉄大阪線と接続	①
三重交通(株)	(18) 美杉東ルート(10)	丹生俣	伊勢竹原駅前	榑原温 泉口駅 前	往 35.7km 復 36.1km	153日	153回			路線定期運行	②- (1)	「伊勢竹原駅前」停留所 にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(19) 美杉東ルート(11)	丹生俣	伊勢竹原駅前、 榑原温泉口駅前	マックス パリュ (川口 店)	往 45.3km 復 45.7km	153日	153回			路線定期運行	②- (1)	「伊勢竹原駅前」停留所 にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(20) 美杉西ルート(12)	川上	比津、 竹原、 一志病院、	榑原温 泉口駅 前	往 31.9km 復 32.3km	153日	153回			路線定期運行	②- (1)	「伊勢竹原駅前」停留所 にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(21) 美杉西ルート(13)	川上	比津、竹原、 一志病院、 榑原温泉口駅前	マックス パリュ (川口 店)	往 41.5km 復 41.9km	153日	153回			路線定期運行	②- (1)	「竹原」停留所 にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(22) 美杉地域リクエスト型交通(14)		美杉地域全域、白山地域及 び御杖村の一部			153日	1071回			区域運行	②- (1)	「伊勢竹原駅前」停留 所にてJR名松線と接 続	①
嬉野タクシー(有)	(23) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中 川駅東 口	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往16.6km 復16.0km	103日	309回			路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(24) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集 会所	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往 12.0km 復 11.4km	103日	103回			路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(25) 一志西循環ルート(3)	とことめ の里一 志	川合高岡駅	とことめ の里一 志	往 22.0km 循環	103日	824回			路線定期運行	①	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(26) 一志地域リクエスト型交通(4)		一志地域全域、久居地域及 び白山地域の一部			51日	357回			区域運行	②- (1)	「一志総合支所」 停留所にて 波瀬線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 補足資料

※実施要領2. ④に基づき同一の補助対象系統に属するものとした系統群を構成する主系統および従系統の詳細を示すもの

運行系統							運行回数	年間 運行 回数	計画運行 走行キロ	備 考	
整理 番号	路線名	起点	主な 經由地	終点	計画 運行 日数	キロ程 (Km)					月・水曜日
23	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	103	16.0	154.5	154.5	4,944.0 Km		
	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	103	16.6	154.5	154.5	5,129.4 Km		
24	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	103	11.4	51.5	51.5	1,174.2 Km		
	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	103	12.0	51.5	51.5	1,236.0 Km		

12,483.6 Km

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	津市
-------	----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	136,975
交通不便地域等	7,229

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
704	美里地域(長野地区)	山村振興法
3,906	白山地域(家城地区、倭地区)	山村振興法
2,619	美杉地域(竹原地区、八知地区、 八幡地区、多気地区及び下之川地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
津市地域公共交通計画	令和8年1月20日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)